



冤罪・布川国賠ニュース

第6号 2013.7.17

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

第2回裁判

国・県は未開示証拠について

開示の必要性なしと主張

第2回裁判が6月26日(水)14:00から103号法廷で開かれました。開廷20分前、地裁玄関横で傍聴整理券が配られましたが、全員が傍聴券を手に入りました。法廷は60名を超える傍聴者で埋まりました。

櫻井さんの国家賠償請求の訴状に対して、被告の国と県は捜査にも起訴にも公判活動にも違法性はなかったと、自らの責任を認めない主張しました。

さらに、証拠として、確定審、再審請求審、再審公判等の手続きの中であきらかになった証拠のみを提出しました。

弁護団は予め、未開示証拠について開示するよう文書送付嘱託申立を提出していましたが、国と県は裁判手続きで提出された証拠以外の証拠は提出する「必要がない」と主張しました。この文書送付嘱託申立というのは裁判所を通して提出をお願いするものであるとのことです。

3時から行われた報告集会には50名を超える記者・支援者が集まり、会場に入りきれないほどでした。弁護団の説明によると、職務行為が違法か否かは職務行為のときを基準として決められるという

のが通説であるが、国や県に違法があることを具体的に明らかにしていくとのことでした。裁判所と弁護団との法廷でのやりとりは、裁判所から未提出記録の提出請求の内容をもう少し補充しなさいといわれたものであるとのことでした。弁護団は、捜査や起訴・公判活動が違法なものであったことを明らかにするには、そのとき警察や検察がどのような証拠を持っていたかを知ることは不可欠であるとして、引き続き全証拠を開示することを主張していく予定とのことです。

裁判に先立ち、10時20分から支援する会のメンバー8名が裁判所要請にのぞみました。国連拷問等禁止委員会の勧告を踏まえ、冤罪被害者には精神的・財産的すべての損害の賠償や名誉回復をすべきであり、その証拠の殆ど全てが検察警察にあることから全面証拠開示が不可欠であるとして全面証拠開示をさせる訴訟指揮を要請する要請書を提出しました。

★★第3回 裁判★★

9月18日(水) 14:00~103号法廷

記者会見兼報告集会 15:00~(予定)

(日比谷図書文化館 4F 小ホール)

‘櫻井昌司さんら冤罪被害者’と‘なくせ冤罪！市民協議会’が

取調べの全面可視化と全証拠開示を求める要望書を法制審に提出!!

7月31日(水) 12:00 東京地裁前宣伝

14:00 法務省法制審要請 15:00 記者会見

18:30~20:30 「取調べの可視化を求める連続市民集会

Part1 可視化して防げ罪なき人の罪」(日弁連主催)

多くの会員・支援者の参加を呼びかけます。詳細は3面に。

「闘いこそ天命」

櫻井昌司

そんな題名で、今、自分の体験を書いています、約10万字ばかりを書き綴り、これから4、5万字で書き終わる予定です。「冤罪人生」、良くも悪くも私の生きて来た時間を言い表すにはピッタリだと思っていますが、国賠裁判も2回目の弁論を終えて、この闘いこそ、我が天命だ！と感じています。

先日、滋賀県で痴漢冤罪と闘う柿木先生の激励集会に行つて来ました。仲間のためならば、何時でも、何処へでもですが、それでも負けた人のところへは、正直に辛いですよね。負けてから始まることもある、負けたから得ることもある、長い闘いを経験した私なればこそ、感じたり判ったりすることを話しまして、「空元気も大事だ！」と気合を入れて来ました。翌日「集会に来てくれた人が元気を貰ったと話していた。冤罪ではないけど、闘いをしている人や辛い体験をしている人もいて、その人たちも喜んでいました。私たちが元気にやる」と、柿木さん夫婦から電話が来ました。

2回目の弁論が済んで、国と県の主張も揃いましたが、言っていることは根拠のない弁解が多くて、いかに死人に口なし、当時の捜査官が死んでいると言つても、過去に捜査官が犯した過ちは消しようがあるまいと、哀れになります。警察も検察も、どうしようもなく腐った組織ですね。

ただ国賠裁判は原告の主張が正しいと証明する証拠が必要ですね。そこが問題ですけど、これまでも書きましたように、過去の裁判で一定の証拠が法廷に提出されている布川事件は捜査官の偽証も含めて記録があり、検察も抵抗せずに提出して来ました。

他の、志布志事件や氷見事件は、ここが違ひまして、ほとんど裁判の過程で証拠が出ていないために、長く「出せ、出さない」の攻防が続き、や

つと提出された証拠も、今度は日付けさえも黒塗りするという抵抗ぶりでした。まあ布川事件では、検察が抵抗して出さなければ弁護団が保有する証拠を提出すれば良いのですから、素直に提出するのは当然でしたが。

今後は、捜査過程の違法行為を立証する証拠を提出させる攻防が始まりますけども、ここは抵抗するでしょうね。でも、今までの公判での証拠から、私が逮捕されたとき、警察は私を犯人と疑う具体的な証拠は、何も持っていなかったことが判っています。その私が、なぜ「犯人」と認めたのか。そこから始まり、検察官の取調べ行為、起訴行為、公判維持行為と、その違法性を立証して行くこととなりますが、提出された証拠から立証できる違法性を突き付けられれば、きっと裁判官は「証拠提出命令」を出さざるを得なくなると、私は楽観しています。

「死刑4事件の再審開始決定も乗り越えた。無期刑3事件など、簡単に乗り越える」と、検察は甘く見ているのかも知れませんが、時代が違います。裁判員制度が始まり、国民の関心も違います。そして、もうすぐ「東住吉事件」も勝てるでしょうし、死刑事件では「袴田事件」が、証拠捏造行為事件として明らかになりつつあります。それも、警察だけの行為ではなくて、村木さんのときと同じように検察官の絡んだデッチ上げだったことにもなりそうな状況です。

再審の流れを止める！そう狙っているだろう検察の思惑は、福井事件や大崎事件で狙い通りになるかと思われましたが、他の再審の進展は違ひていますね。闘えば状況が変わり、司法も変えられる、私の闘いの意思是、必ず報われると、確信できる状況にもなっていると思います。「証拠提出の必要性はない」、先日の弁論で国の代理人である検察官が反論したとき、「証拠の必要性を決めるのは、被告である検察ではない、原告である我々だ！」と、声を出したくなりましたが国賠裁判でも証拠

開示の闘いになります。多くの仲間の思いを背負っていることを忘れずに、これからも積極的に追及します。

全国には、本当に多くの方が冤罪で苦しんでいます。私は救援会を通じてしか認識していませんでしたが、人知れずに闘っている人は、一杯いますね。私は、その人たちも含めて、冤罪を作る原因である検察による証拠の独占を、絶対に変えて、多くの冤罪が勝てるようにしたいと思います。その天命ある闘い！これからも私らしくやって行きます。

SNOW「なくせ冤罪！市民評議会」が設立されました！！

6月8日、SNOW「なくせ冤罪！市民評議会(代表 客野美喜子)」が設立されました。

この団体は、冤罪事件は偶然の不幸な出来事ではなく、司法制度の根本的な欠陥を背景としているものであるとの立場から、冤罪の責任の所在が曖昧で、その原因究明や再発防止に何一つ検証も改善措置もとられていない現状をふまえ、冤罪を防止するための幅広い対策(誤判原因究明のための第三者機関の設置、取り調べの全面可視化・全面証拠開示等その他の冤罪防止に必要な法制度の整備、再審制度の見直し、冤罪を訴えている人達への支援措置の拡充など)を目指して、シンポジウム・専門家を交えての研究・国会議員へのロビー活動等様々な活動を展開する予定です。7月13日(土)には元布川弁護団の谷村正太郎弁護士を招き、櫻井司法研究所で再審セミナーを開きました。

布川国賠を支援する会も、冤罪の原因を追及し、冤罪をなくすために幅広い対策を提案するというSNOWの活動に賛同し、共闘します。

※ ホームページ <http://www.snow.ica.apc.org/>
結成総会の水谷規男大阪大学法科大学院教授の記念講演、江川紹子さん・客野代表を交えたパネルディスカッションの様子を見ることができます。

今月は九州に3回飛びます。大崎事件、志布志事件国賠、博多ライブです。刑務所へ行ったときからのモットーですが、今日は人生の一日限り、何処で生きても一日限り、だから明るく楽しく。この国賠裁判でも同じ思いで遣り抜きます。

布川事件の定宿、葉留日野山荘が廃業してしまい、夏の行事が出来なくなったのは残念ですが、違った形で続けたいですね。今度は「北陵クリニック事件」と合同の夏季行事だそうです。皆さんと一緒に楽しめますように願っています。

7/31 法制審要請行動にご参加を！

SNOWは「法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会」に対し、桜井さんや菅家さん等冤罪被害者の声を届けるために、日弁連主催の「取調べの可視化を求める連続市民集会・可視化して防げ罪なき人の罪」が開催される7月31日に、取調べの全面可視化と全証拠開示を求める要望書を提出し、午後3時から、東京地裁内の司法記者クラブで記者会見を行います。

法務省の法制審議会係官(氏名黙秘)は、「法制審は国民の意見を聞くサービスは行っていないので、意見があれば郵送するように」と述べ、面会を拒否していますので午後2時から要請で、要望書を直接手渡すことができるかどうか微妙です。

全面可視化の国民世論を換骨奪胎し、全面可視化など歯牙にもかけない姿勢をとっている「法制審特別部会」に対し、冤罪を防ぐためには、最低限取調べの全面可視化と全証拠開示が必要だと言う冤罪被害者の声を届けようではありませんか。(中澤宏)

※「法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会」平成23年3月31日の検察の在り方検討会議提言「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するため、直ちに、国民の声と関係機関を含む専門家の知見とを反映しつつ十分な検討を行う場を設け、検討を開始すべきである。」(法務省・「検察の再生に向けて【概要版】」)を受けて、開始された法務省を主管とする法制審議会の特別部会です。

☆布川国賠恒例・夏合宿

学習&交流&レクリエーション in 小野上温泉
ご参加下さい

場所 SUNおのがみ
群馬県渋川市村上 306-1tel.0279-20-8111
日程 8月31日(土)～9月2日(月)
費用 第1日目交流会費込み 12,000円
第2日目 10,000円
全日参加 22,000円
第1日目：午後3時～ 学習会(講師未定)、
※夕食後同宿の「仙台北稜クリニック・筋
剤冤罪事件」の支援者・守大助さんのご両
親と交流。
第2日目：自然散策をいくつかのコース別に
実施(ハイキングから登山まで)
第3日目： 解散

◆国連拷問等禁止委員会の勧告が出ました！

勧告は多岐にわたっていますが、取り調べと自白に関して、日本国は有罪判決が自白のみに基づくものではないとするが、実際には自白を偏重し、弁護士の立ち会いのないダイヨウ・カンゴクで自白が取られているとして、前回と同様改善するよう強い勧告を出しました。

また、拷問被害者への救済について、国賠法1条があるけれども賠償を求める際の困難性の報告に関心を持ち、全ての被害者が公正で適切な賠償や可能な限りのリハビリ、さらに真実に対する権利を含む救済を受ける権利を充分行使できるよう勧告し、賠償措置についての詳細な情報を提供できるよう求めました。

◆署名をありがとうございます

署名数 総計845筆！(7月13日現在)

(敬称略)

吉野拓造 5 荒川一夫 5 小出英人 5 細沼敬二 15
星野暁子5 桜井恵子102 救援会千葉県本部42 救
援会川口支部 54 東播中央法律事務所 4 南紀代子
20 救援会大阪府本部 31 事務局 8

日程経過

6月20日(木) 冤罪事件支援御茶ノ水月例宣伝
26日(水)10:20～ 署名提出・裁判所要請
2:00～ 第2回裁判(103号法廷)
15:00～ 記者会見兼報告集会
7月13日(土)14:00～ SNOWセミナー(櫻司研)
7月16日(火) 集会「東京電力女性社員殺害事件証拠未開と
逆転有罪」弁護士会館
7月17日(水) ニュース発送・事務局会議

当面の行動予定

7月18日(木) 冤罪事件御茶ノ水月例宣伝
7月31日(水) 法制審要請行動
12:00～裁判所前宣伝
14:00～法務省要請・記者会見
16:00～取り調べの可視化を求める市民
集会(日弁連主催)
8月7日(水) 国賠裁判第3回進行協議
8月31～9月2日 学習&交流&レク・夏合宿
(小野上温泉)
9月18日(水)2:00～ 第3回裁判(103号法廷)
3:00(予定)～ 報告集会兼記者会見
(日比谷図書文化館4階小ホール)

会員数361名(7月13日現在)

東京	茨城	神奈川	千葉	埼玉	栃木	群馬	山梨	福島	宮城	秋田	山形	新潟	愛知	石川	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	広島	岡山	鹿児島	福岡	大分	北海道
115	66	24	39	16	2	1	1	1	2	2	2	3	18	2	6	25	4	4	1	2	2	4	6	2	11

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室
Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798
E-mail: kwn t p 153@ybb. ne. jp

発行責任者 中澤 宏